

## 教科書検定の改善に関する方向性（骨子案）

### （１）デジタルな形態を含む新たな教科書に対応した検定審査について

#### ① 文字や図画以外のデジタルコンテンツの審査方法

##### ＜検討課題＞

- 現行制度において、教科用図書は、教育課程の編成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童生徒用の図書として、紙のみが想定されており、教科書検定基準においては、教科用図書の内容として「本文、問題、説明文、注、資料、作品、挿絵、写真、図」が例示されている。
- 制度改正が実現した場合、教科書の内容として、文字や図画以外にも動画や音声などの様々なデジタルコンテンツが含まれ得ることとなる。そのような場合に、主たる教材である教科書として適切なデジタルコンテンツの内容や、ふさわしい掲載の在り方についてどのように考えるか。  
※「デジタルコンテンツ」とは、動画、音声、シミュレーション、プログラミング等、デジタルの形態を生かして制作されるものを指す。
- 一般に、図鑑やドリル、ゲーム等の多様なデジタルコンテンツがある中、審議まとめにおいては、当該教科書以外の外部サイトへのリンクについて「教科書の一部として位置付けられるものに限定して認めるべき」とされていること、また、次期学習指導要領の検討においては教科書の重点化・分量の精選等により「余白」を生み出していくべきとの方向が示されていることも踏まえた上で、主たる教材である教科書に掲載することが認められる範囲、また認めるべきではない内容について、整理が必要ではないか。
- また、学習指導要領において指導することとされている内容が、動画等のデジタルコンテンツのみで掲載されるとすれば、動画等を視聴させるのみで指導を行ったこととするような使用方法も招きかねず、児童生徒の履修を担保する観点や、教師による授業づくりや指導の工夫を促す観点から望ましくないのではないか。なお、教科によっては、聞く活動や鑑賞など、必ずしも文字や図画によらず音声等のデジタルコンテンツのみが掲載される場合も考えられ、併せて検討が必要ではないか。

## ＜方向性（たたき台）＞

### 検定審査の基本的な考え方

- 制度改正によってデジタルな形態を含むこととなった場合も、学習指導要領に基づき指導するための主たる教材としての教科書の役割は変わるものではないことから、検定においては、デジタルな形態の部分も含めて、現行の検定基準に規定された内容に照らして、扱われる内容が適切であるかを審査することが前提であることを確認しておく必要があるのではないか。
- その上で、従来の紙の教科書には掲載し得なかったデジタルコンテンツの性質を踏まえ、新たに追加すべき観点を検討する必要があるのではないか。

### 教科書として適切なデジタルコンテンツの内容

- デジタルコンテンツに関しては、現行の基準の要件に加えて、学習指導要領を踏まえその教科の本質的理解の獲得に資するものであって、学習における活用目的及び活用方法が明確であり、原則として授業時数の中で当該コンテンツを活用した学習活動を行うことが想定されていること、を要件としてはどうか。なおこうした要件を定めるにあたっては、引き続き、学習指導要領改訂に向けた検討の方向性を十分に踏まえる必要があるのではないか。

＜教科の本質的理解の獲得に向けて、授業において活用することが考えられるコンテンツの例＞

- ・ 古文や漢文に書かれている服装、調度品、楽器、風景など、児童生徒が普段触れる機会のない事柄についての理解に資する動画
- ・ 地域での調査を行うにあたってフィールドワークの方法等について事前に学ぶことができる動画
- ・ 図形やグラフを変化させる操作によって、試行錯誤しながら視覚的に学ぶことができるシミュレーション
- ・ 実験や観察を安全かつ効果的に実施することに資する、器具の使用方法や手順を解説する動画
- ・ 音楽における楽器の奏法、図画工作、美術、芸術における材料や用具の扱い方、家庭科における調理の方法、ミシン縫いや手縫いの手順、技術における材料に応じた作業方法、専門教科における実習で使用する機具等の使い方等、技能の習得に資する動画
- ・ 保健の応急手当や心肺蘇生法、運動やスポーツの動作、技術、戦術など、文字や図画では表しにくい内容を学ぶことができる動画
- ・ 発音を繰り返し聞くことができ、聞くことや話すことなどの資質・能力の育成に資する外国語の音声

### 教科書としての掲載は認められないと考えられる内容について

- 上述の要件を満たさないコンテンツは掲載を認めないこととすることが考えら

れる。

＜教科書としての掲載は認められないと想定されるコンテンツの例＞

- ・ 国語や道徳において、題材の種類やねらいを踏まえることなく、文章を単に音読した音声データを授業における活用が想定されないものまで含めて全編にわたって掲載するもの
- ・ 児童生徒が授業において活用することを想定した情報量を考慮することなく、膨大な情報量を含むデータを掲載するもの
- ・ 理解を深めるための類題の域を超えた、反復練習のための大量の練習問題、入学試験や資格試験を掲載するもの
- ・ 生物や物質等の情報を網羅的に掲載した図鑑データを掲載するもの
- ・ 教科の本質的理解と関わりの薄い娯楽の要素が多く含まれたゲームや漫画を掲載するもの
- ・ 文字や静止図画で記述している学習内容と関連がないわけではないが、授業の中で扱うことは想定されない参考情報を羅列するもの
- ・ 文字や静止図画で記述している内容を教師に代わって単に説明する講義動画・解説動画など、授業における活用を想定したものではなく、授業自体を代替するようなもの

- 技術の著しい進展の中、多様なコンテンツや機能を教科書に搭載することも考えられるが、教科書に掲載することが可能なデジタルコンテンツや機能は、児童生徒の入力や操作に対して出力される結果の適切さ、正確さを、教科書発行者が確実に説明することができ、また検定審査においてこれを確認することができるものに限定することとしてはどうか。
- デジタルを含む教科書に、これまでにはなかった新たな性質や形態のコンテンツや機能を搭載することを認めるに当たっては、あらかじめ、教科書検定における審査の基準や方法等を整え、教科書発行者等に対して示す必要がある。A Iの教科書への搭載の可能性については、今後の技術の進展を踏まえるとともに、当面、以下のような観点について整理していくことが必要ではないか。
  - ・ 教育や授業の在り方、教科書の役割や教材との役割分担等も踏まえた、教科書へのA I搭載の必要性
  - ・ どのようなA Iが教科書への搭載の対象となり得るか
  - ・ A I自体の性能や信頼性、出力結果の適切さ、正確さを担保する方法
  - ・ 教科書検定の意義・役割との関係の整理
  - ・ 教科書検定においてどのような基準、方法、体制で審査を行い得るか

#### 教科書としての掲載の在り方

- デジタル部分に関する基本となるルールとして、教科書として掲載可能なデジタルコンテンツ等は、教科書発行者の責任において編修し、管理することが可能なものに限定し、外部のウェブページのアドレスや教科書ではない教材へのリンクは掲載しないことを要件としてはどうか。

- デジタル部分に掲載する著作物の適切な取扱いや不正拡散の防止の観点から、検定における対応をどう考えるか。
- 学習指導要領に示す「内容」及び「内容の取扱い」に示す事項について、文字及び静止図画によって不足なく取り上げることとし、その上で、デジタルコンテンツについては、文字及び静止図画による記述内容と密接な関連を有するものであることを要件としてはどうか。ただし、外国語の「聞くこと」の学習のための音声データなど、教科特性を踏まえ必要な場合には、学習指導要領に示す事項を文字及び静止図画では記述せずにデジタルコンテンツとして掲載できることとしてはどうか。

## ② デジタルの「機能」の審査方法

### ＜検討課題＞

- 審議まとめにおいては、デジタル化によりその内容の効果的な理解に資すると認められる機能について、検定審査においては、記述内容との関連性など限定的な範囲で一定の確認を行うにとどめることとする、と整理されている。
- 検定審査は教科書の「内容」を審査するものであることから、記載された内容の正確性等の審査は、デジタルコンテンツそのものの審査において行うこととし、当該デジタルコンテンツに付随する上記のような再生機能や動作機能についてはデジタルの「機能」として整理し、教科書発行者において適切に作動することを確認すべきものとするのが考えられるのではないか。

### ＜方向性（たたき台）＞

- 音声読み上げ、文字の拡大・縮小・書体・色の変更、ルビ表示、ペン・マーカ一等、教科書の記述内容の変更を伴わない「機能」は、検定においては、搭載している機能の一覧を提出させるなど、機能の有無・目的の確認にとどめ、動作確認等は行わないこととしてはどうか。
- その際、当該機能が、記述内容それ自体の変更を伴わないものであること、かつ、搭載する目的と教科の学習のねらいに整合性があることを確認することとしてはどうか。
- 動画、音声、シミュレーション、プログラミング等のデジタルコンテンツについても、再生機能や動作機能等に支障がないかといったことは、検定においては確認しないこととしてはどうか。

## ③ 動画・音声の「内容」に係る審査方法

### （動画について）

### ＜検討課題＞

- 動画については、文字や図画以外のデジタルコンテンツの一つであり、デジタルコンテンツの審査の考え方を整理することが求められるのではないか。
- 審議まとめにおいては、動画については、教科書として真に必要なものについて一定の枠組みの下で認めることが適当であると考えられる、とされている。
- これを踏まえ、さらに動画固有の審査の観点として、以下の論点について検討することが必要ではないか。
  - (ア) 動画の定義をどのように考えるか。スライドショーやアニメーションを含むものとするか。
  - (イ) 動画が教科書の内容であることをわかりやすく示すことが必要ではないか。
  - (ウ) 教科書に掲載される動画総量についてどのように考えるか。次期学習指導要領の検討内容や現行の紙の教科書の二次元コード先に掲載されている教材としての動画の実態、学校種、教科・科目の特性等の観点から検討が必要ではないか。
  - (エ) 各教科固有の観点で設けるべき基準があるか。

## ＜方向性（たたき台）＞

### 動画の定義について

- 教科書における「動画」の定義は、再生操作を行うこと（又は再生用のページを表示すること）によって、静止画を連続して自動で表示することにより示される内容であり、スライドショー（静止画が一定時間、自動で切り替わりこれに音声が付すなどしたもの）やアニメーションも含む、としてはどうか。

### 動画が教科書であることの表示について

- 検定を経た教科書の一部としての動画と関連する教材としての動画を混同しないようにする必要があるが、個々の動画内に教科書であることを表示することまでは求める必要はないのではないか。一方で、その他の方法により、教科書のデジタル部分と教材が混同されないようにする方策が必要ではないか。

### 教科書に掲載される動画の総量について

- 動画は、文字や静止図画では表しにくい動きや音を伴う内容や、実際には体験することが困難な内容等の理解に資することが期待できる一方、再生に要する時間が決まっており、再生する間、児童生徒は受動的に視聴することとなる。また、現行の教科書の二次元コード先には、主たる教材としての教科書に掲載することにはそぐわないと考えられるものも含む多種多様な動画が掲載されて

おり、中には1点の教科書の二次元コード先に合計5時間を超えるような分量の動画を掲載しているなど、中央教育審議会における学習指導要領の議論において指摘されている教科書の内容・分量の精選の観点から、望ましくない状況が散見される。このような現状と課題を踏まえ、動画の総量の上限を定めることとしてはどうか。

- その際、技能の習得にあたって動画の活用が特に有効と考えられる教科、観察・実験を通して学ぶことが重要である教科、言語活動の充実に向けて動画の活用が効果的と考えられる教科、これら以外の教科、といった教科の特性を踏まえて受理種目・受理単位ごとに上限の時間数を定めることとしてはどうか。

#### 動画の審査の観点について

- 動画の正確性及び表現については、発達段階や教科の特性を踏まえ当該動画を活用した学習のねらいの達成に支障がなく、客観的に明白な誤りがないことを要件としてはどうか。
- 動画に関しては、不安や恐怖を感じさせる映像や、強い光や点滅を含む映像などが心身に与える影響などを十分に考慮する必要がある、映像特有の心身への影響力等を踏まえた上で、「心身の健康や安全及び健全な情操の育成について必要な配慮を欠いているところはないこと」といった従来からの基準を満たすよう十分に配慮がなされていることを要件としてはどうか。
- 視聴する者が通常知覚できない技法で潜在意識に働きかける表現を行わないことを要件として明示することとしてはどうか。
- 学習指導要領を踏まえ、教科の目標及び内容に応じて、実践や体験を通した学習がなされるよう、適切な配慮がなされていることを要件としてはどうか。
- 特に理科については、固有の基準として、動画は実際の実験及び観察を通して学習がなされるよう、適切な配慮がなされていることを要件としてはどうか。

#### (音声について)

##### <検討課題>

- 音声についてもデジタルコンテンツの一つであり、審査の考え方を整理する必要があるのではないか。文字の読み上げ以外に、音声のみで表現される場合に留意すべき点があるか、検討が必要ではないか。
- その中で、外国語の音声については、現行制度上、教科書の内容と一体のものとして視聴覚教材が必要とされる場合に、電磁的記録による音声内容とスクリプトの提出を求め、本文との相互の関連を確認することとしている。
- 制度改正が実現した場合、音声も教科書に含まれるものとして位置づけられることとなるが、音声の審査をどのように行うべきか、外国語教育における音声の重要性を十分に踏まえた対応が必要ではないか。例え

ば、本文との関連を有することに加えて、音声そのものが外国語として通用するかなど一定の正確性を求めることが必要ではないか。

- 他方で、流暢さや一音一音の正確性をどの程度まで確認するかといった点については、児童生徒の発達段階や学習のねらいに応じて、また、実社会において多様な外国語話者による幅広い表現が用いられていることも踏まえて検討すべきではないか。

#### ＜方向性（たたき台）＞

- 音声の正確性及び表現については、発達段階や教科の特性を踏まえ当該音声を活用した学習のねらいの達成に支障がなく、客観的に明白な誤りがないことを要件としてはどうか。
- 外国語における音声の正確性及び表現については、申請時に当該教科書の外国語音声に関する方針の提出を求めた上で、当該方針も踏まえ、外国語の音声に客観的に明白な誤りがなく、発達段階を踏まえ当該音声を活用した学習のねらいの達成に支障がないこと、また音声表現がその外国語として通用するものであること、を要件としてはどうか。

#### ④ デジタル部分を含む教科書の構成について

##### ＜検討課題＞

- デジタル部分の教科書の構成は紙に比して自由度が高く多様な構成が想定されるが、授業で使用する主たる教材である教科書の構成としてどのような要件が必要か。
- 教科書は授業で教師と児童生徒が使用することを前提とすれば、教師・児童生徒双方が互いに該当箇所を特定しやすい形式とすることが求められるものであり、デジタル部分においても、紙の部分に求められる要件と同様に、系統的・組織的に構成されることやページ構成をとることなど一定の要件が必要ではないか。
- また、紙とデジタルを組み合わせたハイブリッドな形態の教科書について、デジタル部分がデジタルの良さを生かして作成された上で、紙の部分と同じ内容を補完的にデジタル部分にも掲載することの可否も含めて、紙部分とデジタル部分の組み合わせの在り方について検討し、考え方を整理する必要があるのではないか。

#### ＜方向性（たたき台）＞

- デジタル部分の文字や図画等の記述についても、児童生徒がスクロールやクリック、拡大・縮小等することなく端末の画面内に一度に表示して判読できる分量ごとに、ページ番号等を振って区切ることを要件としてはどうか。

- デジタル部分についても、系統的、発展的に構成され、網羅的、羅列的になっていないことを求め、紙とデジタルを含めた教科書全体の構成がわかるように教科書内に明示させることを要件としてはどうか。
- 紙とデジタルを組み合わせた形態の教科書の場合には、紙における文字や図画等とデジタルにおける掲載内容を適切に関連付け、どのページ・項目に関連する掲載内容であるのかを、相互に表示することを要件としてはどうか。
- 紙とデジタルを組み合わせた形態の教科書の場合には、当該教科書内における一定の方針に基づいて紙とデジタルの役割分担がなされ、紙部分とデジタル部分を使い分ける構成となっていることが望ましく、紙の部分とデジタル部分で同一の文字・静止図画を重複して掲載することに関しては、例えば動画や音声、シミュレーションを活用するにあたって必ず参照する必要がある記述など、デジタル部分を使用するにあたって欠かせない内容に限って掲載を認めることとしてはどうか。
- 「デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議」においては、学校種や学年段階、教科の特性などに照らし、デジタルを含む新たな教科書の形態のあり方を検討しており、その方向性を踏まえて、紙とデジタルを組み合わせた形態の教科書の場合の、学年段階や教科の特性を踏まえた紙とデジタルのバランスについて何らかの基準を設けることとしてはどうか。

## ⑤ 審査手続きについて

### ＜検討課題＞

- 検定申請（申請図書等の提出）、検定審査、修正表の提出、見本提出などの各種手続きにおいて、デジタル特有のコンテンツを取扱うことを踏まえ、提出媒体や提出期限等についてどのような検討が必要か。

## ＜方向性（たたき台）＞

### 検定申請における提出方法・提出媒体

- 検定申請における教科書のデジタル部分の提出方法については、申請者が用意するサーバー等に必要データを保存し文部科学省及び委員がアクセスして内容を確認する形式ではなく、何らかの形式の電子ファイルを提出する形式としてはどうか。
- 提出可能なファイル形式については、汎用性の高いファイル形式を予め指定し、提出を求めることとしてはどうか。
- シミュレーションやプログラミング等について、指定の汎用性の高いファイル形式ではコンテンツ全体を提出することができない場合には、当該コンテンツで学習することができる内容をできる限り詳細に説明する資料を、文字、画像、動画等によって作成し、提出することを求めることとしてはどうか。
- 動画及び音声については、動画ファイル、音声ファイルとともにスクリプトの提出を求めることとしてはどうか。

### 提出期限

- 動画ファイルや音声ファイルとそのスクリプト、シミュレーションやプログラミング等の内容を詳細に説明する資料等、デジタルコンテンツに関する資料の提出期限は、教科書発行者の負担も考慮し、申請書の提出から5週間程度の猶予を設けることとしてはどうか。

### 修正表の提出方法・提出期限

- 動画や音声等の内容に検定意見が付された場合、修正表にはスクリプトの原文とスクリプトの変更文、あるいは静止画と説明文による原案と変更案を記入して提出することとし、変更後の動画ファイル、音声ファイルは、修正表の提出から6～7週間程度の猶予を設けて提出することとしてはどうか。

### 見本の提出方法

- デジタルの部分の見本の提出については、実際の供給の際の児童生徒が使用する状態と同様の形態で、教科書発行者が用意するクラウドを含むサーバー等に必要なデータを保存し文部科学省からアクセスできる状態とする形で見本を提出することとしてはどうか。

## ⑥ その他

### （訂正申請について）

#### ＜検討課題＞

- 教科書の訂正申請制度は、検定を経た図書について、児童生徒が最新の事実などに基づき充実した学習を進められるよう、検定済図書の記述をより適切に改善するため、誤記、誤植、脱字や客観的事情の変更に伴い明白に誤りとなった事実の記載、学習を進める上で支障となる記載、更新を行うことが適切な統計資料の記載について、教科書発行者が文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行うものである。
- デジタルな形態を含む新たな教科書においても、これまでの紙の教科書と同様に訂正申請により記述の更新を行うことが適切であるが、印刷・製本を要しないなど、紙媒体とは異なるデジタル部分についての訂正申請の在り方としてどのような点に留意することが必要か。

#### ＜方向性（たたき台）＞

- 訂正申請については、デジタル部分についても現行制度と同様に教科書発行者が年間を通じて申請可能とすることが想定され、技術的には、児童生徒に供給が完了している教科書を含めて、いつでも訂正を反映することが可能となる。その場合に配慮すべき事項について、以下の方向で検討してはどうか。
- 誤記、誤植等の訂正については、承認を得次第、児童生徒に供給しているデジ

タル部分を随時反映することを認めることとしてはどうか。

- 誤記、誤植等以外の、更新を行うことが適切な記載や統計資料の記載等の訂正は、単元の途中で頻繁に資料が変更される場合には、教師の指導においても、児童生徒の学習においても、支障が生じる可能性があることに鑑み、児童生徒に供給しているデジタル部分の訂正の反映は学校の長期休暇中の時期に限り、かつ学習上の支障がないよう配慮の上で行うこととしてはどうか。
- 供給が完了している教科書の訂正については、現行制度においても訂正内容を速やかに周知することとしているが、デジタル部分の訂正について、インターネット等により速やかにかつ分かりやすく周知を行うこと、訂正内容だけではなくその反映時期も併せて周知すること、教科書を使用している児童生徒自身にも分かりやすく伝わるよう配慮することを求めることとしてはどうか。
- 訂正を行わなければならないのは、誤記、誤植、脱字や客観的事実の変更に伴い明白に誤りとなった事実の記載、学習を進める上で支障となる記載があるとき、訂正を行うことができるのは、更新を行うことが適切な統計資料の記載等があるときとしている、現行制度の考え方は維持することとしてはどうか。

#### （検定審査料について）

##### ＜検討課題＞

- デジタル部分の審査料について、動画や音声などが含まれ、より丁寧な審査が求められることを踏まえてどのように考えるか。  
現状の検定審査料については、ページあたり、小学校用の図書は270円、中学校用の図書は440円、高等学校用の図書は540円を乗じた額としている。

##### ＜方向性（たたき台）＞

- 審査料のページ単価については、近年の状況を踏まえ、引き続き発行者の負担を低廉なものとするため、改定は行わないこととしてはどうか。
- 動画、音声、シミュレーション等のデジタルコンテンツについては別途審査料を算定する仕組みをつくる必要があるが、作形成態が多種多様なコンテンツが想定されることから、デジタルコンテンツを教科書に含める場合は、定額のデジタルコンテンツに対する審査料を加算するとしてはどうか。
- コンテンツの総数は、教科や発行者の創意工夫などにより大きく異なることも考えられるため、コンテンツの総数に応じて、審査料を段階的に設定してはどうか。

#### （審査体制について）

##### ＜検討課題＞

- デジタルな形態を含む教科書の検定審査に当たっては、動画や音声を含むデジタル特有のコンテンツを新たに対象とすることが想定される中

で、これらの調査審議を担当することとなる審議会等の体制についてどのように考えるか。

**<方向性（たたき台）>**

- 各部会において、デジタルコンテンツに特化して確認を行う専門委員を追加して委嘱するなど、審議会の体制を充実することとしてはどうか。

## (2) その他の教科書検定に関する諸課題について

### ○誤記誤植など欠陥を減少させるための編集・校正体制の在り方

#### ① 検定済みの教科書の編修・校正体制の確保

##### <検討課題>

検定審査に際して提出する著作編修関係者名簿では、著作編修者の担当箇所や役割について記載することとしており、申請図書個々の記述について申請者における著作編修における体制が一定程度明確にされている。

他方、検定済みの教科書は採択を経て各学校で使用される期間については、各種統計資料の更新や、客観的事実の変更による記述の変更、新たに発見された誤記等の訂正など、児童生徒が教科の主たる教材として継続して使用するために必要な編修・校正を行う必要がある。

検定済みの教科書の記述の正確性を担保するためには、教科書発行者の責任による編修・校正の体制の構築・維持が不可欠であり、こうした検定済み教科書の編修・校正体制について明確にする必要があるのではないか。

##### <方向性（たたき台）>

- 検定後の見本の提出に合わせて、採択・供給の間の編修校正関係者名簿の提出を求め、発行者における検定済みの教科書の編修・校正体制を確認することとしてはどうか。

#### ② 教科書発行者における研修体制の充実

##### <検討課題>

教科書の著作編修に当たって、ノウハウの蓄積は大変重要であり、各発行者における優良な事例の共有は教科書の質向上に大いに貢献する。

昨今実用化が進むデジタルツールを活用した教科書の効果的な著作編修の方法等についても、教科書発行者各社において積極的に検討・活用することが期待され、例えば教科書協会等が実施する各種の研修において取り入れることなどにより、教科書の質の向上に寄与することができるのではないか。

##### <方向性（たたき台）>

- 教科書発行者や教科書協会等に対して、各種の研修において、デジタルツールの活用を含む効果的な著作編修の方法等を取り入れることを促していくこととしてはどうか。